

**全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護指針
（全国銀行個人信用情報センターにおける個人信用情報の
保護と利用に関する自主ルール）**

平成17年4月

全国銀行個人情報保護協議会

第1章 目的および定義

(目的)

第1条 本指針は、全国銀行個人情報保護協議会（以下「協議会」という。）の会員のうち一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）を対象とする、協議会規約第4条第1項第1号の規定にもとづく個人情報保護指針として、全銀協が個人情報の取扱いに関して、その設置、運営する全国銀行個人情報センター（以下「センター」という。）およびセンターの会員に遵守させるべき基本事項を定めることにより、個人情報の適正な保護と利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本指針においては、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「提携他情報機関」とは、センターが情報交流に関する提携（以下「CRIN」という。）を行う株式会社日本信用情報機構および株式会社シー・アイ・シーをいう。
- 二 「個人情報機関」とは、センターおよび提携他情報機関をいう。
- 三 「会員」とは、センターまたは提携他情報機関に加盟する者をいう。ただし、「センターの会員」というときはセンターに加盟する者をいう。
- 四 「登録」とは、個人情報機関がその会員に個人情報を提供するために構築するデータベース（以下「個人情報データベース」という。）に個人情報を記録することをいう。ただし、特に個人情報機関の会員の行為については、個人情報データベースに記録するためにその加盟する個人情報機関に個人情報を提供することをいう。
- 五 「照会」とは、個人情報機関の会員が個人情報機関に登録されている個人情報の提供を受けることをその加盟する個人情報機関に依頼することをいう。
- 六 「削除」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の一部を項目単位で利用できない状態にすることをいう。
- 七 「取消」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報のすべての項目を利用できない状態にすることをいう。
- 八 「訂正等」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の変更、訂正、追加または削除をいう。
- 九 「利用停止等」とは、個人情報データベースに登録されている個人情報の利用の停止または登録の取消をいう。
- 十 「個人情報」とは、センターの会員がセンターへの登録のために記録媒体等に記録した個人情報、センターに登録されている個人情報、またはセンターの会員がセンターへの照会により提供を受けた個人情報（CRINにより提携他情報機関

から提供を受ける個人情報を含む。)をいう。

十一 「規則等」とは、全国銀行個人信用情報センター規則その他のセンターに関する全銀協の決定事項をいう。

十二 「指針等」とは、本指針および規則等をいう。

十三 前各号に定めるほか、他に特段の定めのない限り、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）および同施行令の定義に従う。

第2章 組織

（組織）

第3条 センターは、全銀協が設置、運営し、所定の資格を具えたセンターの会員をもって組織するものとする。

（加盟資格）

第4条 センターの会員は、一般会員および特別会員とし、その加盟資格は次のとおりとする。

一 一般会員

全銀協の正会員

二 特別会員

次のいずれかを満たすもの

- ① 上記一以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関
- ② 政府関係金融機関またはこれに準ずるもの
- ③ 信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）にもとづいて設立された信用保証協会
- ④ 個人に関する与信業務を営む法人で、一般会員または特別会員のうち上記①もしくは②の推薦を受けたもの

（会員資格の取得）

第5条 前条の加盟資格を有するものは、規則等に定めるところにより、加盟申請書等の必要書類を全銀協に提出し、全銀協の理事会の加盟承認を受け、全銀協との間で指針等の遵守を含む基本契約の締結を完了したときにセンターの会員資格を取得するものとする。

第3章 会員の義務等

（関係法令等の遵守）

第6条 センターの会員は、個人信用情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法およびその関係法令等を遵守しなければならない。

【運用上の考え方】

- 1 センターの会員は、個人情報保護法第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するか否かを問わず、本条を遵守する必要があることに留意する。
- 2 「関係法令等」の「等」とは、センターまたはセンターの会員の個人情報保護に関する主務大臣が定めるガイドライン等をいう。
- 3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）等、個人情報保護法に相当する他の法令等の適用を受けるセンターの会員にあっては、当該法令等を遵守する。

（指針等の遵守）

第7条 センターの会員は、指針等を遵守しなければならない。

（会員の協力）

第8条 センターの会員は、相互に誠意と信頼をもってセンターの運営に協力するものとする。

（同意の取得および公表）

- 第9条** センターの会員は、新規与信判断のためにセンターに個人信用情報の照会をする場合には、申込書等の同意文言によって事前に本人の同意を取得しなければならない。
- 2 センターの会員は、センターに個人信用情報が登録される取引の契約を締結する場合には、契約書等の同意文言によって事前に本人の同意を取得しなければならない。
 - 3 センターの会員は、センターへの個人信用情報の照会および登録について公表しなければならない。
 - 4 前3項に規定する同意および公表の文言等は、別紙1によるものとする。

（共同利用の公表）

- 第10条** センターの会員は、官報情報について個人情報保護法第23条第4項第3号に規定する共同利用（以下「共同利用」という。）を行う旨を別紙1により公表しなければならない。
- 2 センターの会員のうち各地手形交換所参加金融機関である者は、不渡情報について共同利用を行う旨を各地手形交換所が定めるところにより公表しなければならない。

（照会目的の制限）

- 第11条** センターの会員は、次の場合に限り、センターに個人信用情報の照会をすることができるものとする。
- 一 与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために必要な場合

- 二 個人信用情報の苦情処理のために必要な場合
 - 三 個人信用情報の正確性または最新性を維持するために必要な場合
- 2 前項に規定する「返済能力の調査」とは、次のために必要な調査をいい、そのために取得した情報を匿名化されたスコアリングモデルの構築のために利用することを含む。
- 一 ローン等の与信取引を実行するかの判断
 - 二 ローン等の与信取引の条件（期間・金額・金利・保証料等）に関する判断
 - 三 カードローン等の極度額・期間の変更・更新等に関する判断
 - 四 期限の利益喪失に関する判断
- 3 第1項に規定する「返済能力に関する情報」とは、残債額、延滞等の区分および入金区分をいう。

（目的外利用の禁止）

- 第12条** センターの会員は、センターから取得した個人信用情報を前条に規定する以外の目的で利用してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
- 一 第45条（モニタリング）に規定するモニタリングのために必要な場合
 - 二 第14条第1項（秘密の保持）ただし書に該当する場合
 - 三 過去において与信取引上の判断が適正に行われたことを検証するために必要な場合

（与信取引上の判断の自主性）

- 第13条** センターの会員は、与信取引上の判断について自主性を保有し、センターから取得した個人信用情報に拘束されないものとする。

（秘密の保持）

- 第14条** センターの会員は、センターから取得した個人信用情報を自己のためにのみ利用するものとし、他者の利用に供しまたは公開してはならない。ただし、次の場合はこの限りではない。
- 一 法令にもとづく場合
 - 二 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 センターの会員は、センターに登録されている個人信用情報またはセンターから取得した個人信用情報について、個人情報保護法第25条にもとづく開示を求められた場合は、センターが作成するパンフレット等により、当該開示はセンターで行う旨説明するものとする。
- 3 前2項の規定は、センターの会員資格を喪失した後も、同様とする。

【運用上の考え方】

本条第1項ただし書は、センターから取得済みの個人信用情報の取扱いに関するも

のであり、これを根拠にセンターへの照会を行うことは認められないことに留意する（第 11 条（照会目的の制限）参照）。

（個人情報情報の適正な取得）

第 15 条 センターの会員は、偽りその他不正の手段により個人情報情報を取得してはならない。

【運用上の考え方】

個人情報情報機関が本人開示において交付する書面の提出もしくは提示を求め、またはその内容を聴取することは、原則として本条に抵触することに留意する。ただし、センターの会員がセンターに登録した情報について苦情の申立を受けるに際し、当該書面の提示を受ける場合はこの限りでない。

（個人情報情報の登録）

第 16 条 センターの会員は、規則等に定めるところにより、個人情報情報をセンターに正確に登録しなければならない。

（個人情報情報の正確性・最新性維持）

第 17 条 センターの会員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、センターに登録する個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（安全管理措置等）

第 18 条 センターの会員は、その取り扱う個人情報情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な組織的、人的および技術的な安全管理措置を講じなければならない。

2 センターの会員は、その従業者に個人情報情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督（教育・研修の実施を含む。）を行わなければならない。

3 センターの会員は、個人情報情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報情報の安全管理および目的外利用防止等が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 センターの会員は、個人情報情報の漏えい事案等の事故が生じた場合に迅速かつ適切な対応を講じることができるよう、漏えい事案等の事故の発生時の監督当局およびセンターへの報告、事実関係および再発防止策等の公表、漏えい事案等の対象となった本人への通知等の対応を予め定めなければならない。

5 前 4 項に関する指針は、別紙 2 のとおりとする。

（個人情報情報管理責任者の設置）

第 19 条 センターの会員は、個人情報情報の安全管理および目的外利用防止等の徹底

に関する全責任を負う者として個人情報管理責任者を設置し、取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者がその任に当たるものとする。

(訂正等)

第 20 条 センターの会員は、本人から、センターに登録した個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正等を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果にもとづき、当該個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 センターの会員は、前項の規定にもとづき求められた個人情報の内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 21 条 センターの会員は、本人から、個人情報第 12 条（目的外利用の禁止）の規定に違反して利用されているという理由または第 15 条（個人情報の適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報の利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。

2 センターの会員は、本人から、個人情報第 9 条（同意の取得および公表）の規定に違反して登録されているという理由によって、当該個人情報の第三者への提供の停止または登録の取消を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報の第三者への提供の停止または登録の取消を行わなければならない。

3 センターの会員は、第 1 項の規定にもとづき求められた個人情報の利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前項の規定にもとづき求められた個人情報の第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行ったとき、または第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第 22 条 センターの会員は、前 2 条の規定により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないまたは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。

(代理人による訂正等の求め)

第 23 条 センターの会員は、第 20 条（訂正等）第 1 項または第 21 条（利用停止等）

第1項もしくは第2項の規定による求め(以下本条において「訂正等の求め」という。)を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または訂正等の求めをすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、訂正等の求めをすることにつき本人が委任した代理人から訂正等の求めを受けた場合には、第20条(訂正等)第2項もしくは第21条(利用停止等)第3項の規定による通知または前条(理由の説明)の規定による説明は、本人にのみ直接行うことができるものとする。

(個人信用情報の取扱いに関する苦情処理)

第24条 センターの会員は、個人信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(センターの苦情処理に対する協力)

第25条 センターの会員は、個人信用情報の取扱いに関する苦情についてセンターから事実関係の調査を依頼されたときは、速やかに調査し、その結果をセンターに報告しなければならない。

2 センターの会員は、前項の規定にもとづいてセンターから調査を依頼された苦情が第20条(訂正等)または第21条(利用停止等)に相当する内容である場合において、本人から求められた措置の全部もしくは一部について、その措置をとらない旨もしくはその措置と異なる措置をとる旨をセンターに報告するときは、本人に対し、措置をとらないもしくは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。

(苦情処理体制の整備)

第26条 センターの会員は、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修等、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(センターの業務内容等の周知)

第27条 センターの会員は、センターが作成するパンフレットを店頭に備え置き、顧客にセンターの業務内容、情報の開示等についての周知を図るものとする。

第4章 センターの義務等

(関係法令等の遵守)

第28条 センターは、個人信用情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法およびその関係法令等を遵守しなければならない。

(指針等の遵守)

第 29 条 センターは、指針等を遵守しなければならない。

(公正な業務運営)

第 30 条 センターは、個人情報情報の適正な保護と利用を図るために、公正な業務運営を行うものとする。

(情報の登録期間)

第 31 条 センターの会員またはセンターがセンターに登録する個人情報情報の登録期間は次のとおりとする。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間
センターの会員がセンターを利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から 1 年を超えない期間
不渡情報	第 1 回目不渡は不渡発生日から 6 か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から 5 年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から 10 年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から 5 年を超えない期間

(個人情報情報の登録に関する制限)

第 32 条 センターは、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する個人情報情報を登録項目としてはならない。

【運用上の考え方】

次に該当する場合は、本条に抵触しないものとする。

- 一 センターが官報から収集して登録する破産等の情報の住所が本籍地である場合
- 二 会員が本人の同意を得て登録する勤務先名等に本条に規定する事項を推測しう

る名称が含まれる場合

(登録情報の利用または提供)

第 33 条 センターは、センターに登録されている個人情報情報を次の場合に限り利用または提供できるものとする。

- 一 規則等に定めるところによりセンターの会員から照会があった場合
- 二 CRINにより提携他情報機関の会員から照会があった場合
- 三 本人開示、苦情処理、情報の正確性・最新性維持、センターの会員に対する規則等の遵守状況のモニタリング等の個人情報情報の保護と適正な利用の確保のために必要な場合
- 四 法令にもとづく場合
- 五 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報情報の正確性・最新性維持)

第 34 条 センターは、利用目的の達成に必要な範囲内において、センターに登録する個人情報情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置等)

第 35 条 センターは、その取り扱う個人情報情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報情報の安全管理および目的外利用防止のために必要かつ適切な組織的、人的および技術的な安全管理措置を講じなければならない。

- 2 センターは、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、当該従業者に対する必要かつ適切な監督（教育・研修の実施を含む。）を行わなければならない。
- 3 センターは、個人情報情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報情報の安全管理および目的外利用防止が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 4 センターは、個人情報情報の漏えい事案等の事故が生じた場合に迅速かつ適切な対応を講じることができるよう、漏えい事案等の事故の発生時の監督当局への報告、事実関係および再発防止策等の公表、漏えい事案等の対象となった本人および会員への通知等の対応を予め定めなければならない。
- 5 前4項に関してセンターが講じる措置は別紙2に準ずるものとし、その適切な取扱いおよび適切な安全管理措置の実施を確認するために、外部監査を受けるものとする。

(個人情報情報管理責任者の設置)

第 36 条 センターは、個人情報情報の安全管理および目的外利用防止等の徹底に関す

る全責任を負う者として個人情報管理責任者を設置し、担当役員がその任に当たるものとする。

(本人開示)

第 37 条 センターは、本人から、センターに登録されている個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを開示するものとする。

(訂正等)

第 38 条 センターは、本人から、センターに登録されている個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の内容の訂正等を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく事実の確認等の調査を行い、その結果にもとづき、当該個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 センターは、前項の規定にもとづき求められた個人情報の内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 39 条 センターは、本人から、個人情報第 12 条（目的外利用の禁止）もしくは第 33 条（登録情報の利用または提供）の規定に違反して利用されているという理由または第 15 条（個人情報の適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報の利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。

2 センターは、本人から、個人情報が第 9 条（同意の取得および公表）の規定に違反して登録されているという理由によって、当該個人情報の第三者への提供の停止または登録の取消を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報の第三者への提供の停止または登録の取消を行わなければならない。

3 センターは、第 1 項の規定にもとづき求められた個人情報の利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または前項の規定にもとづき求められた個人情報の第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行ったとき、または第三者への提供の停止もしくは登録の取消を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第 40 条 センターは、前 2 条の規定により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、措置をとらないまたは異なる措置をとることと

した判断の根拠および根拠となる事実を示し、その理由を説明するものとする。ただし、当該措置の決定がセンターの会員による報告にもとづく場合には、その理由の説明は当該会員が行うように求めるものとする。

(代理人による開示等の求め)

第 41 条 センターは、第 37 条（本人開示）の規定による求め（以下本条において「開示の求め」という。）を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または開示の求めをすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、開示の求めをすることにつき本人が委任した代理人から開示の求めを受けた場合には、本人にのみ直接開示することができる。

2 センターは、第38条（訂正等）第1項または第39条（利用停止等）第1項もしくは第2項の規定による求め（以下本条において「訂正等の求め」という。）を未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または訂正等の求めをすることにつき本人が委任した代理人から受けた場合には、これを受け付けなければならない。ただし、訂正等の求めをすることにつき本人が委任した代理人から訂正等の求めを受けた場合には、第38条（訂正等）第2項もしくは第39条（利用停止等）第3項の規定による通知または前条（理由の説明）の規定による説明は、本人にのみ直接行うことができるものとする。

(個人情報情報の取扱いに関する苦情処理)

第 42 条 センターは、個人情報情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、その内容について調査し、合理的な期間内に、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(苦情処理体制の整備)

第 43 条 センターは、苦情処理手順の策定、苦情受付窓口の設置、苦情処理に当たる従業者への十分な教育・研修など、苦情処理を適切かつ迅速に行うために必要な体制の整備に努めなければならない。

(公表)

第 44 条 センターは、本指針、本人開示等の手続と手数料、加盟する会員の名称等をセンターのホームページへの継続的な掲載により公表するものとする。

第 5 章 実効性の確保

(モニタリング)

第 45 条 センターは、センターの会員における指針等の遵守状況、会員資格、および会員による個人情報へのアクセスに対する適切かつ継続的なモニタリングを行うものとする。

(処分および罰則)

第 46 条 センターは、センターの会員による指針等の遵守状況に問題があると認められる場合には、次の処分または罰則を実施することができるものとする。

一 処分

- ① 注意
- ② 過怠金

二 罰則

- ① 戒告
- ② 勧告
- ③ 罰金
- ④ 情報の全部または一部の利用停止
- ⑤ 除名

⑥ 会員名および罰則内容等のセンターの全会員への通知および公表

2 センターは、センターの会員による個人情報情報の不適正な利用があった場合には、処分または罰則を実施するとともに、再発防止策を講じるものとする。

(協議会への報告等)

第 47 条 センターは、協議会に対し、センターの運営、本人開示、苦情処理、会員に対する処分・罰則等に関する定期または随時の報告等を行うものとする。

平成17年4月実施
平成19年10月一部改正
平成21年4月一部改正
平成21年11月一部改正
平成23年4月一部改正

以 上

全国銀行個人信用情報センターの利用・登録に関する同意および公表について

本 文	運用上の考え方
<p>全国銀行個人信用情報センターの会員は、以下に定めるところにより、同意の取得および公表を行うものとする。</p> <p>1. 同意の取得</p> <p>(1) 同意の取得時期</p> <p>① 後記4.「(1)申込書等における同意文言」による同意 原則として取引の申込み受付時まで</p> <p>② 後記4.「(2)契約書等における同意文言」による同意 取引の契約締結時まで</p> <p>(2) 同意の取得方法</p> <p>申込書、契約書または申込者・契約者から別途徴求する書面等に、署名もしくは捺印またはこれらに準ずる方法により同意を取得し、それを証する資料を保存する方法による。</p>	<p>・後記4.「(1)申込書等における同意文言」による同意は、取引の申込み受付時まで取得することを原則とするが、申込みの受付形態によっては、最初にセンターに照会を行うときまで(正式審査に先立ち実施する仮審査、事前審査においてセンターに照会を行う場合はそのときまで)に取得すれば足りるものとする。</p> <p>・後記4.「(2)契約書等における同意文言」による同意は、取引の契約締結時まで取得する。</p> <p>なお、申込み受付時に併せて取得することでも差し支えない。</p> <p>・同意の取得方法には、録音等の書面によらない方法が含まれるが、同意の取得を証する資料の保存が必要であることに注意する。</p> <p>・申込書または契約書に同意文言を記載する場合は、個人情報の取扱い以外の契約条項等と明確に分離して記載すること。</p>

本 文	運用上の考え方
<p>(3) 同意書面の交付</p> <p>同意を取得した際には、当該同意を取得した書面の写しまたは当該書面に記載した同意文言と同一の同意文言を記載した書面を申込者または契約者に交付するものとする。</p> <p>2. 公表</p> <p>後記5の公表文言ひな型の内容を平成17年4月1日までに会員のホームページへの掲載等により公表し、以後も公表を継続する。</p> <p>3. 同意・公表文言の変更または追加</p> <p>会員は、後記同意・公表文言ひな型に規定する内容をすべて含み、かつ自主ルール等に反しない範囲内でのみ、その変更または追加を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込み受付または契約の形態により受付または契約時に同意書面を交付することが困難な場合には、受付または契約後遅滞なくこれを交付または送付しなければならない。 なお、申込者自らが取引の申込み受付時に利用同意書面を印刷できる等容易にこれを取得できる状態を整備している場合には、その交付を行わなくても差し支えない。 ・ ホームページへの継続的な掲載に代わる手段としては、店頭での継続的なポスターの掲示、書面の備え付け等が考えられる。 ・ 本同意文言ひな型はローン申込書等に規定することを想定した項目、用語となっている。保証、クレジットカード、当座取引、連帯保証人については、当該取引に合った用語に変更して差し支えない。 また、公表文言についても、取扱業務に合った用語に変更して差し支えない。

4. 同意文言ひな型

(1) 申込書等における同意文言

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>第〇条（個人信用情報機関の利用等）</p> <p>1. 申込者は、当行（社）が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込者の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当行（社）がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。</p>	<p>・「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年12月6日金融庁告示第67号）第3条第2項にもとづき、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】の部分に利用目的の制限を受ける法令等の条項を記載する（以下同じ。）</p> <p>例：銀行法施行規則第13条の6の6、信用金庫法施行規則第110条、割賦販売法第39条、貸金業法施行規則第10条の3</p> <p>（編注）①信用金庫法施行規則については、平成18年4月28日内閣府令第60号により、従前の「第15条の5の6（返済能力情報の取扱い）」の条項が第110条として改正され、会社法の施行の日（平成18年5月1日）から施行されている。</p> <p>②貸金業法施行規則については、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、従前の「貸金業の規制等に関する法律第30条」の条項に代わり、平成19年11月7日内閣府令第79号により、「貸金業法施行規則第10条の3」として新設され、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月19日）から施行されている。</p> <p>（注1）利用目的について複数の法令等により同様の制限を受ける場合には、代表的な法令の条項一つを明記したうえで、他の法令等は「等」と記載してもよい。</p> <p>（注2）平成17年4月における対応としては、銀行法施行規則等の条項は未確定であったため、当該条項の記載は省略可としていた（例：「銀行法施行規則等により」）。ただし、この場合も、次回改刷時には条項の記載が必要となる。</p>

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>2. 当行（社）がこの申込みに関して、当行（社）の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込者は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>	<p>(注3) 保証の同意文言も同一としてよい（保証会社には銀行法施行規則等の適用はないが、同意文言にこれを記載して、銀行等の同意文言と統一してよい）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「返済能力の調査」とは、次のために必要な調査をいい、そのために取得した情報を匿名化されたスコアリングモデルの構築のために利用することを含む（以下同じ）。 <ul style="list-style-type: none"> ア. ローン等の与信取引を実行するか判断 イ. ローン等の与信取引の条件（期間・金額・金利・保証料等）に関する判断 ウ. カードローン等の極度額・期間の変更・更新等に関する判断 エ. 期限の利益喪失に関する判断 ・「返済能力に関する情報」とは、残債額、延滞等の区分、入金区分をいう（以下同じ。）。

同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>3. 前2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人信用情報機関</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>TEL03-3214-5020</p> <p>② 同機関と提携する個人信用情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構</p> <p>http://www.jicc.co.jp/</p> <p>TEL 0120-441-481</p> <p>(株)シー・アイ・シー</p> <p>http://www.cic.co.jp/</p> <p>TEL 0120-810-414</p>	<p>・センターが作成するパンフレットを店頭に備え置き、顧客にセンターの業務内容、情報の開示・訂正等の手続等について説明可能な体制を整備するものとする。</p> <p>・各個人信用情報機関のホームページアドレスと電話番号は必須記載とする。なお、住所、性格に関する記載は任意とするが、記載する場合は次のとおりとする。</p> <p>全国銀行個人信用情報センター</p> <p>〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構</p> <p>〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1</p> <p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー</p> <p>〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階</p> <p>主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関</p>

(2) 契約書等における同意文言

契約書等における同意文言ひな型	運用上の考え方								
<p>第〇条（個人信用情報機関への登録等）</p> <p>1. 契約者は、下記の個人情報（その履歴を含む。）が当行（社）が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。</p> <table border="1" data-bbox="215 632 1072 1259"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 632 645 683">登録情報</th> <th data-bbox="645 632 1072 683">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 683 645 874">氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td data-bbox="645 683 1072 874">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 874 645 1114">借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</td> <td data-bbox="645 874 1072 1114">本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1114 645 1259">当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</td> <td data-bbox="645 1114 1072 1259">当該利用日から1年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
登録情報	登録期間								
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間								
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間								
当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間								

契約書等における同意文言ひな型		運用上の考え方
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	
<p>2. 契約者は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 前2項に規定する個人情報信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行（社）ではできません。）。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報信用情報機関 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html TEL 03-3214-5020</p>		<p>・左記には、個人情報信用情報機関から取得した情報により与信取引上の判断が適正に行われたことを検証するために必要な利用も含まれる。</p> <p>・各個人情報信用情報機関のホームページアドレスと電話番号は必須記載とする。なお、住所、性格に関する記載は任意とするが、記載する場合は次のとおりとする。</p> <p>全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報信用情報機関</p>

契約書等における同意文言ひな型	運用上の考え方
<p>② 同機関と提携する個人情報機関</p> <p>(株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp/ TEL 0120-441-481</p> <p>(株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp/ TEL 0120-810-414</p>	<p>(株)日本信用情報機構 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1</p> <p>主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p> <p>(株)シー・アイ・シー 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階</p> <p>主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関</p>

5. 公表文言ひな型

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>○. 個人情報情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について</p> <p>(1) 当行（社）は、個人情報情報機関およびその加盟会員（当行（社）を含む。）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第 23 条第 1 項にもとづくお客様の同意をいただいております。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、当行（社）がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、【〇〇法（施行規則）第〇条等により】、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。</p> <p>② 下記の個人情報（その履歴を含む。）が当行（社）が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されること。</p>	<p>・個人情報情報機関の利用・登録は個人データの第三者提供であり、自行（社）の利用目的の一つとして公表する（個人情報保護法第 18 条第 1 項、第 24 条第 1 項第 2 号）。</p>

公表文言ひな型		運用上の考え方
登録情報	登録期間	
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	
当行（社）が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>(2) 当行（社）は、当行（社）が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行（平成17年4月1日）後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。</p> <p>① 共同利用される個人データの項目 官報に掲載された情報（氏名、住所、破産等の旨、日付等）</p> <p>② 共同利用者の範囲 全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会 （注）全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。 ア．全国銀行協会の正会員 イ．上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関 ウ．政府関係金融機関またはこれに準じるもの エ．信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）にもとづいて設立された信用保証協会 オ．個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの</p> <p>③ 利用目的 全国銀行個人信用情報センター会員における自己の与信取引上の判断</p> <p>④ 個人データの管理について責任を有する者の名称 全国銀行協会</p>	<p>・左記は官報情報の共同利用に関する公表文言である。</p> <p>なお、手形交換所参加金融機関にあつては、各地手形交換所が定めるところにより、不渡情報の共同利用に関する公表を行う必要がある。</p>

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>(3) 上記のほか、上記の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。</p> <p>(4) 上記の個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行（社）ではできません。）。</p> <p>① 当行（社）が加盟する個人情報情報機関 全国銀行個人情報センター http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関</p> <p>② 同機関と提携する個人情報情報機関 (株)日本信用情報機構 http://www.jicc.co.jp/ 〒101-0046 東京都千代田区神田多町2-1 TEL 0120-441-481 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関</p>	

公表文言ひな型	運用上の考え方
<p>(株)シー・アイ・シー http://www.cic.co.jp/ 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウ エスト15階 TEL 0120-810-414 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人 信用情報機関</p>	

以 上

全国銀行個人信用情報センターの会員における
安全管理措置等に関する指針

平成17年4月

全国銀行個人情報保護協議会

目 次

I. 目的等	
(1) 目的	1
(2) 処分・罰則の適用	2
(3) 本指針の見直し	2
(4) 定義	2
II. センター保護指針第 18 条第 1 項に定める安全管理指針の実施について	
1. 個人信用情報の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備	
(1) 個人信用情報の安全管理に係る基本方針の整備	4
(2) 個人信用情報の安全管理に係る取扱規程の整備	4
(3) 個人信用情報の取扱状況の点検・監査に係る規程の整備	4
(4) 外部委託に係る規程の整備	5
2. 実施体制の整備に関する組織的安全管理措置	
(1) 組織的安全管理措置	5
(2) 個人信用情報管理責任者等の設置	5
(3) 横断的な組織体制	6
(4) 就業規則等における安全管理措置の整備	6
(5) 個人信用情報の安全管理に係る取扱規程に従った運用	7
(6) 個人信用情報の取扱状況を確認できる手段の整備	7
(7) 個人信用情報の取扱状況の点検および監査体制の整備と実施	7
(8) 漏えい事案等に対応する体制の整備	8
3. 実施体制の整備に関する人的安全管理措置	
(1) 人的安全管理措置	9
(2) 従業者との個人信用情報の非開示契約等の締結	9
(3) 従業者の役割・責任の明確化	10
(4) 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練	10
(5) 従業者による個人信用情報管理手続きの遵守状況の確認	11
4. 実施体制の整備に関する技術的安全管理措置	
(1) 技術的安全管理措置	11
(2) 個人信用データの利用者の識別および認証	11
(3) 個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御	13
(4) 個人信用データのアクセス権限の管理	13
(5) 個人信用データの漏えい・き損防止策	14
(6) 個人信用データへのアクセスの記録および分析	15
(7) 個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析	16
(8) 個人信用データを取り扱う情報システムの監視および監査	16

Ⅲ. センター保護指針第 18 条第 2 項に定める「従業員の監督」について.....	17
Ⅳ. センター保護指針第 18 条第 3 項に定める「委託先の監督」について	
(1) 個人情報保護に関する委託先選定の基準.....	17
(2) 委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容.....	18
(3) 委託先における安全管理措置の遵守状況の確認、監督.....	19
Ⅴ. 各管理段階における安全管理に係る取扱規程について	
(1) 利用・加工段階における取扱規程.....	20
(2) 保管・保存段階における取扱規程.....	22
(3) 移送・送信段階における取扱規程.....	24
(4) 消去・廃棄段階における取扱規程.....	25
(5) 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程.....	26
Ⅵ. 目的外利用防止措置	
(1) オンラインリアルタイム照会におけるチェック体制.....	27
(2) バッチ照会におけるチェック体制.....	31

I. 目的等

(1) 目的

全国銀行個人信用情報センターの会員における安全管理措置等に関する指針（以下「本指針」という。）は、全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報保護指針（全国銀行個人信用情報センターにおける個人情報の保護と利用に関する自主ルール）（以下「センター保護指針」という。）第18条の規定にもとづき、センターの会員が取り扱う個人情報の安全管理、委託先の監督および目的外利用防止等の措置に関する具体的な指針を定めるものである。

情報通信技術の進展により、大量かつ高度に処理された情報の迅速かつ広範な流通と利用が可能となり、国民生活に多大な利便性の向上という恩恵をもたらしている一方で、個人情報の漏えい等が生じた場合に情報主体が受ける被害もより広範かつ深刻なものとなるリスクが高まっている。

そうしたなかで、個人情報情報機関への個人情報の登録とその利用は、与信業者における適正与信を図り、もって多重債務防止に資することを目的として、多くの会員が個人情報情報機関に個人情報を提供し、これを共同で利用するという特殊性を有しており、十分な安全管理措置に加え、目的外利用禁止その他のセンター保護指針等の決定事項の遵守徹底が図られなければならない。

本指針は、先ず、基本方針・取扱規程等の整備に続いて、実施体制の整備に関する組織的・人的（従業者の監督を含む）・技術的な安全管理措置、委託先の監督を規定している。

また、各管理段階における安全管理に係る取扱いおよび目的外利用防止策についても規定している。

センターの会員は、自己の個人情報の取扱いの実態を把握し、リスクの所在を認識し、基本方針・取扱規程等を整備したうえで、合理的な対策を講じ、さらにこれらの見直しを定期的に行うという一連の対応を継続的に行うことが求められる。

個々の対策は、センターの会員の組織体制、取扱場所の物理的な構造、業務フロー、記録する媒体の特性等に応じて講じられるべきものであり、一律に規定すべき性格のものではないため、本指針では、多くの項目が例示となっている。また、会員によっては、本指針に規定する対策の例が必ずしも適当とはいえない場合や、逆に本指針に規定のない対策が必要になる場合もありうる。

重要なことは、本指針を参照してリスクの所在を点検し、リスクが認められる場合はその大きさや特性に応じた合理的な対策を検討することであり、適当な場合は本指針の規定に準ずるまたは同等以上の効果が認められる方

法によっても差し支えない。

(2) 処分・罰則の適用

本指針において、「(金融庁指針〇—〇)」等と示している事項は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針」(以下「金融庁指針」という。)において求められる措置である。

それ以外に本指針が規定している事項は、センターの会員が金融庁指針を遵守し、必要かつ適切な措置等を講じるための考え方や具体的措置の一例を示したものであり、金融庁指針の解釈を示したものではない。

その中で、「**必須項目**」として列挙している事項および「〇〇しなければならない」等と規定している事項(同等以上の効果が認められる方法を含む。)は、当該対策を実施していない場合は原則としてセンターによる処分・罰則の対象となることを示している。

また、「**例示項目**」として列挙している事項および「次のような例がある」、「(例えば、〇〇など)」等と規定している事項は、これを実施していなかったとしてもセンターによる処分・罰則の対象とはならないものの、漏えい等や目的外利用が生じた場合において処分・罰則を決定するに当たっては当該対策の実施状況(同等以上の効果が認められる方法を含む。)が勘案される。

(3) 本指針の見直し

本指針は、情報通信技術の進展、センターの会員における安全管理措置の実施状況に加え、問題事案が発生した場合はその分析等を踏まえた見直しを行っていくものとする。

(4) 定義

本指針における用語の定義は、センター保護指針「第2条(定義)」の規定によるほか、次に定めるところによる。

① 「センター」

「センター」とは、全国銀行個人信用情報センターをいう。

② 「規程等」

「規程等」とは、センターの会員の内部規程、作業手順書、マニュアル等の文書化された定めをいう。

③ 「記録媒体」、「紙媒体」、「記録媒体等」

A. 「記録媒体」とは、データを記録・保存するために使用されるコンピュータ(サーバー、パソコン等を含む。)の磁気ディスク、フロッピィディスク、光ディスク、磁気テープ、DAT等をいう。

B. 「紙媒体」とは、情報を記録するために使用される帳票等の紙をいう。

C. 「記録媒体等」とは、記録媒体および紙媒体をいう。

- ④ 「個人情報」、「個人情報データ」
- A. 「個人情報」とは、センターに登録・照会等を行うために提出すべく記録媒体等に記録した個人情報、およびセンターへの照会によって取得した個人情報（紙媒体に出力したものを含む。）をいう。
- （注）「個人情報」の定義は、個人情報保護法第2条による。
- B. 「個人情報データ」とは、個人情報情報のうち、記録媒体に格納されているものをいう。
- ⑤ 「従業者」
- 「従業者」とは、センターの会員の組織内にあつて直接間接にセンターの会員の指揮監督を受けてセンターの会員における個人情報の取扱いに係る業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員も含まれる。
- ⑥ 「保管」、「保存」
- A. 「保管」とは、使用頻度が高い記録媒体等を随時使用できるように室内（個人情報情報を取り扱うセキュリティが確保された領域）に置くことをいう。
- B. 「保存」とは、使用頻度が下がった記録媒体等を必要な期限を満たすまで倉庫等業務スペース室内以外の場所に置くことをいう。
- ⑦ 「漏えい等」、「漏えい・き損等」、「漏えい事案等」
- 「漏えい等」、「漏えい・き損等」とは、「漏えい（外部に流出すること）」、「滅失（内容が失われること）」、「き損（内容が意図しない形で変更されたり、内容を保ちつつも利用不能な状態となること）」をいう。「漏えい事案等」とは、「漏えい」、「滅失」、「き損」の事案をいう。

Ⅱ. センター保護指針第 18 条第 1 項に定める安全管理措置の実施について

1. 個人情報情報の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備

(1) 個人情報情報の安全管理に係る基本方針の整備

センターの会員は、次の事項を定めた個人情報情報の安全管理（目的外利用防止等を含む。以下同じ。）に係る基本方針を策定し、当該基本方針を公表するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行わなければならない（金融庁指針 1-1）。

- A. 会員の名称
- B. 安全管理措置に関する質問および苦情処理の窓口
- C. 個人情報情報の安全管理に関する宣言
- D. 基本方針の継続的改善の宣言
- E. 関係法令等遵守の宣言

(2) 個人情報情報の安全管理に係る取扱規程の整備

センターの会員は、個人情報情報の各管理段階における安全管理に係る取扱規程を整備し、各管理段階ごとに「V. 各管理段階における安全管理に係る取扱規程について」に規定する事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、すべての管理段階を同一人が取り扱う小規模事業者等においては、各管理段階ごとに取扱規程を定めることに代えて、全管理段階を通じた安全管理に係る取扱規程において次の事項を定めることも認められる（金融庁指針 1-2）。

- A. 取扱者の役割・責任
- B. 取扱者の限定
- C. 各管理段階において個人情報情報の安全管理上必要とされる手続き

(3) 個人情報情報の取扱状況の点検および監査に係る規程の整備

- ① センターの会員は、個人情報情報の取扱状況に関する点検および監査の規程を整備し、次の事項を定めるとともに、必要に応じて規程の見直しを行わなければならない。

なお、個人情報情報取扱部署が単一であるセンターの会員においては、点検により監査を代替することも認められる（金融庁指針 1-3）。

- A. 点検および監査の目的
- B. 点検および監査の実施部署
- C. 点検責任者および点検担当者の役割・責任
- D. 監査責任者および監査担当者の役割・責任
- E. 点検および監査に関する手続き

- ② センターの会員は、定められた規程等に従って業務手続が適切に行われたことを示す監査証跡を保持しておかなければならない。

(4) 外部委託に係る規程の整備

センターの会員は、外部委託に係る取扱規程を整備し、次の事項を定めるとともに、定期的に規程の見直しを行わなければならない（金融庁指針1-4）。

- A. 委託先の選定基準
- B. 委託契約に盛り込むべき安全管理に関する内容

2. 実施体制の整備に関する組織的安全管理措置

(1) 組織的安全管理措置

センターの会員は、個人情報情報の安全管理措置に係る実施体制の整備における「組織的安全管理措置」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針 1））。

- A. 個人情報情報の管理責任者等の設置
- B. 就業規則等における安全管理措置の整備
- C. 個人情報情報の安全管理に係る取扱規程に従った運用
- D. 個人情報情報の取扱状況を確認できる手段の整備
- E. 個人情報情報の取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- F. 漏えい事案等に対応する体制の整備

(2) 個人情報情報管理責任者等の設置

- ① センターの会員は、(1) A. の「個人情報情報の管理責任者等の設置」として次の役職者を設置しなければならない（金融庁指針2-1）。

A. 個人情報情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者である個人情報管理責任者

B. 個人情報情報を取り扱う各部署における個人情報情報管理者

なお、個人情報情報取扱部署が単一であるセンターの会員においては、個人情報情報管理責任者が個人情報情報管理者を兼務することも認められる。個人情報情報管理責任者は、株式会社組織であれば取締役または執行役等の業務執行に責任を有する者でなければならない（金融庁指針2-1）。

- ② センターの会員は、①A. の個人情報情報管理責任者に、次の業務を所管させなければならない（金融庁指針2-1-1）。

A. 個人情報情報の安全管理に関する規程および委託先の選定基準の承認および周知

B. 個人情報情報管理者および4. (2) 「個人情報データの利用者の識別

- および認証」の①に定める「本人確認に関する情報」の管理者の任命
- C. 個人情報管理者からの報告徴収および助言・指導
 - D. 個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
 - E. その他当該会員全体における個人情報の安全管理に関すること

③ センターの会員は、①B. の個人情報管理者に、次の業務を所管させなければならない（金融庁指針2-1-2）。

- A. 個人情報の取扱者の指定および変更等の管理
- B. 個人情報の利用申請の承認および記録等の管理
- C. 個人情報を取り扱う保管媒体の設置場所の指定および変更等
- D. 個人情報の管理区分および権限についての設定および変更の管理
- E. 個人情報の取扱状況の把握
- F. 委託先における個人情報の取扱状況等の監督
- G. 個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- H. 個人情報管理責任者に対する報告
- I. その他所管部署における個人情報の安全管理に関すること

（3）横断的な組織体制

センターの会員は、個人情報管理責任者を補佐し、個人情報の安全管理の徹底を図るために、関係各部署店の聴取・連絡・調整・指示等を横断的に行うための組織体制を整備することができる。

その方法としては、横断的な委員会を設置する方法と一元的に取り扱う部署を明確化する方法のいずれでも差し支えない。「関係各部署店の聴取・連絡・調整・指示等を横断的に行うための組織」は、次の業務を行うことができる。

例示項目

- A. 個人情報の利用、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄の流れに沿った取扱いの実態の確認および必要な見直しの指示
- B. 個人情報の取扱いに関係するすべての部署店の役割と責任（委託先の監督を含む。）の明確化
- C. 規程等の整備を含む対策の策定または策定状況の確認、その評価・見直しまたはその指示
- D. 個人情報管理責任者への報告連絡体制の整備

（4）就業規則等における安全管理措置の整備

センターの会員は、（1）B. の「就業規則等における安全管理措置の整備」として、次の事項を就業規則等に定めるとともに、従業者との個人情報の非開示契約等の締結を行わなければならない（金融庁指針2-2）。

- A. 個人情報の取扱いに関する従業者の役割・責任
- B. 違反時の懲戒処分

(5) 個人情報情報の安全管理に係る取扱規程に従った運用

センターの会員は、(1) C. の「個人情報情報の安全管理に係る取扱規程に従った運用」として、個人情報情報の安全管理に係る取扱規程に従った体制を整備し、当該取扱規程に従った運用を行うとともに、取扱規程に規定する事項の遵守状況の記録および確認を行わなければならない（金融庁指針2-3）。

(6) 個人情報情報の取扱状況を確認できる手段の整備

センターの会員は、(1) D. の「個人情報情報の取扱状況を確認できる手段の整備」として、次の事項を含む台帳等を整備しなければならない（金融庁指針2-4）。

- A. 取得項目
- B. 利用目的
- C. 保管場所・保管方法・保管期限
- D. 管理部署
- E. アクセス制限の状況

(7) 個人情報情報の取扱状況の点検および監査体制の整備と実施

- ① センターの会員は、(1) E. の「個人情報情報の取扱状況の点検および監査体制の整備と実施」として、個人情報情報を取り扱う部署が自ら行う点検体制を整備し、点検を実施するとともに、当該部署以外の者による監査体制を整備し、監査を実施しなければならない。

なお、個人情報情報取扱部署が単一であるセンターの会員においては、点検により監査を代替することも認められる（金融庁指針2-5）。

- ② センターの会員は、個人情報情報を取り扱う部署において、点検責任者および点検担当者を選任するとともに、点検計画を策定することにより点検体制を整備し、定期的および臨時の点検を実施しなければならない。また、点検の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善を行わなければならない（金融庁指針2-5-1）。

- ③ センターの会員は、監査の実施に当たっては、監査対象となる個人情報情報を取り扱う部署以外から監査責任者・監査担当者を選任し、監査主体の独立性を確保するとともに、監査計画を策定することにより監査体制を整備し、定期的および臨時の監査を実施しなければならない。また、監査の実施後において、規程違反事項等を把握したときは、その改善を行わなければならない。

なお、監査部署が監査業務等により個人情報情報を取り扱う場合には、当該部署における個人情報情報の取り扱いについて、個人情報情報管理責任者が特に任命する者がその監査を実施しなければならない（金融庁指針2-5

－ 2)。

(8) 漏えい事案等に対応する体制の整備

① センター会員は、(1) F. の「漏えい事案等に対応する体制の整備」として、次の体制を整備しなければならない（金融庁指針 2－6）。

- A. 対応部署
- B. 漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制
- C. 再発防止策・事後対策の検討体制
- D. 自社内外への報告体制

② ①B. 「漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制」において調査すべき事項としては次のような例がある。

- A. 漏えい等があった個人信用情報の関係部署店・関係者の特定
- B. 漏えい等が発生した日時やルート等の特定
- C. 漏えい等があった個人信用情報の情報主体・項目・件数等の特定
- D. 個人信用情報の漏えいの有無の確認（漏えいしていた場合は、漏えい先の特定）
- E. 漏えい等が発生した原因
- F. 他社で発生した漏えい等の原因・対応

③ ①D. の「自社内外への報告体制」における報告体制の整備としては、次のような例がある。

A. 連絡体制の整備

個人信用情報の取扱いに関する規程に違反している事実または兆候があることに気づいた場合、および個人信用情報の漏えい等が発生した場合またはその可能性が高いと判断した場合における個人信用情報管理責任者等への連絡体制に関する事項を予め定めること。

なお、体制整備に当たっては、漏えい等の兆候が苦情処理窓口等を通じて外部からもたらされる可能性があることに留意すること。

B. 主務大臣およびセンターへの報告体制の整備

主務大臣およびセンターへの報告体制に関する事項を予め定めること。

C. 本人への情報提供体制の整備

漏えい等による影響を受ける可能性のある本人に対する情報提供体制に関する事項を予め定めること。

D. 事実関係の公表体制の整備

事実関係の公表に関する事項を予め定めること。

なお、二次被害の防止、類似事案の発生回避の観点から、可能な限り事実関係の公表を行う必要があることに留意すること。

E. 警察への通報

個人信用情報を含んだ記録媒体等を盗取される等の犯罪が発生した場合、警察への通報を行う必要があること。

- ④ センターの会員は、1.(2)C.「各管理段階において個人信用情報の安全管理上必要とされる手続き」またはV.(5)「漏えい事案等への対応の段階における取扱規程」の②にもとづき、自社内外への報告体制を整備するとともに、漏えい事案等が発生した場合は、次の事項を実施しなければならない（金融庁指針2-6-1）。

A. 監督当局等への報告

B. 本人への通知等

C. 二次被害の防止・類似事業の発生回避等の観点からの漏えい事案等の事実関係および再発防止策等の早急な公表

3. 実施体制の整備に関する人的安全管理措置

(1) 人的安全管理措置

- ① センターの会員は、個人信用情報の安全管理の徹底が図られるよう当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。そのためには、規程等の遵守状況を監査することに加え、採用時等に非開示契約等を締結すること、従業者に対して適切な教育・研修を実施しなければならない。

- ② センターの会員は、個人信用情報の安全管理措置に係る実施体制の整備における「人的安全管理措置」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針2）。

A. 従業者との個人信用情報の非開示契約等の締結

B. 従業者の役割・責任等の明確化

C. 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練

D. 従業者による個人信用情報管理手続の遵守状況の確認

(2) 従業者との個人信用情報の非開示契約等の締結

- ① センターの会員は、(1)②A.の「従業者との個人信用情報の非開示契約等の締結」として、採用時等に従業者と個人信用情報の非開示契約等を締結するとともに、非開示契約等に違反した場合の懲戒処分を定めた就業規則等を整備しなければならない（金融庁指針3-1）。

- ② センターの会員は、①の非開示契約等の締結に当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. 従業者を個人信用情報の取扱いに係る業務に従事させる場合には、当該従業者の採用時等に、当該従業者と、業務上知り得た秘密に関する守秘義務を含む非開示契約等を締結すること。
- B. 非開示契約等の締結に当たっては、非開示契約等の内容の十分な説明を行うこと。また、非開示契約等の書面を管理・保管する部署を明確にしておくこと。
- C. 派遣社員を個人信用情報の取扱いに係る業務に従事させる場合には、派遣社員本人と契約、覚書、念書等（電子的手段を含む）により守秘義務を規定すること。
- D. 非開示契約等には、従業者でなくなった後においても守秘義務を遵守する旨を規定すること。また、守秘義務に反した場合の責任（損害賠償等）についても規定すること。

- ③ センターの会員は、①の就業規則等の整備に当たっては、センターの会員は、業務上知り得た秘密に関する守秘義務およびこれに違反した場合に適用される処分を就業規則、社内規則等に定めなければならない。
また、守秘義務は、従業者でなくなった後においても同様とする。

(3) 従業者の役割・責任の明確化

センターの会員は、(1) ②B. の「従業者の役割・責任等の明確化」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針3-2）。

- A. 各管理段階における個人信用情報の取扱いに関する従業者の役割・責任の明確化
- B. 個人信用情報の管理区分およびアクセス権限の設定
- C. 違反時の懲戒処分を定めた就業規則等の整備
- D. 必要に応じた規程等の見直し

(4) 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練

- ① センターの会員は、(1) ②C. の「従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針3-3）。

- A. 従業者に対する採用時の教育および定期的な教育・訓練
- B. 個人信用情報管理責任者および個人信用情報管理者に対する教育・訓練
- C. 個人信用情報の安全管理に係る就業規則等に違反した場合の懲戒処分の周知
- D. 従業者に対する教育・訓練の評価および定期的な見直し

- ② センターの会員は、①D. の「従業者に対する教育・訓練の評価および定期的な見直し」を講じるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. 個人信用情報の安全管理の徹底を図るための教育・研修担当部門を明確化すること。
- B. 個人信用情報の安全管理に関する従業員の認識を確実なものとするために、当該従業員を対象とした教育・研修を計画的に実施できる体制を整備すること。
- C. 従業員に対する教育・研修を計画的に実施し、実施状況を確認すること。また、新入社員や中途採用者であっても確実に教育・研修が受けられる体制にしておくこと。
- D. 教育・研修は、個人信用情報の安全管理の徹底が図られるように、これに関係する法令、センター保護指針および内部規程等を従業員に対して周知徹底できるような内容とすること。

(5) 従業員による個人情報管理手続きの遵守状況の確認

センターの会員は、(1) ②D. の「従業員による個人情報管理手続きの遵守状況の確認」として、1. (2)「個人情報の安全管理に係る取扱規程の整備」の個人情報の安全管理に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況について、2. (5)「個人情報の安全管理に係る取扱規程に従った運用」にもとづく記録および確認を行うとともに、2. (7)「個人情報の取扱状況の点検および監査体制の整備と実施」の①にもとづく点検および監査を実施しなければならない(金融庁指針3-4)。

4. 実施体制の整備に関する技術的安全管理措置

(1) 技術的安全管理措置

- ① センターの会員は、個人情報情報の安全管理措置に係る実施体制の整備における「技術的安全管理措置」として、次の措置を講じなければならない(金融庁指針 3))。
 - A. 個人信用データの利用者の識別および認証
 - B. 個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御
 - C. 個人信用データへのアクセス権限の管理
 - D. 個人信用データの漏えい・き損等防止策
 - E. 個人信用データへのアクセス記録および分析
 - F. 個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
 - G. 個人信用データを取り扱う情報システムの監視および監査
- ② センターの会員は、本指針を参照してリスクの所在を把握し、本指針により技術的安全管理措置を講じなければならない。ただし、紙媒体等物理的に技術的安全管理措置を講じることができない一部の例外は除く。

なお、本指針のほかに別途、「金融機関等コンピュータシステムの安全対

策基準」(財団法人金融情報システムセンター)等も参照して適切な安全管理措置を講じなければならない。

(2) 個人信用データの利用者の識別および認証

① センターの会員は、(1) ①A. の「個人信用データの利用者の識別および認証」として、次の措置を講じなければならない(金融庁指針4-1)。

- A. 本人確認機能の整備
- B. 本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備
- C. 本人確認に関する情報が他人に知られないための対策

② センターの会員は、①A. の「本人確認機能の整備」として、個人信用データの利用者が正当な権限を保有した本人かどうかの正当性を確認(以下「本人確認」という)する機能を整備しなければならない。具体的な措置を講じるに当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

- A. IDとパスワードを利用する。
- B. 記録媒体上の個人信用データへのアクセス権限を有する各従業者が使用できる端末またはアドレス等の識別と認証(例えば、MACアドレス認証等)を実施する。

③ センターの会員は、①B. の「本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備」に当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

- A. 第三者による悪用を抑止するため、当該IDによる前回アクセスの日時、状況等のログオン履歴情報が当該IDのユーザーに提供される仕組みとする。
- B. パスワードの有効期限を設定する。
- C. 一定回数以上ログインに失敗したIDを停止する。
- D. 自動ログオン処理(パスワードの自動入力)の使用を禁止する。

④ センターの会員は、①C. の「本人確認に関する情報が他人に知られないための対策」を講じるに当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

- A. 本人確認機能にパスワードを使用する場合は、例えば次の対策をとる。
 - a. パスワードが記載されたメモ等を第三者の目に触れる場所に貼付することを禁止する。
 - b. 入力したパスワードは画面上非表示、帳票上非印字とする。
 - c. パスワードを書類で申請した場合はパスワード設定後、書類の当該パスワードを黒く塗りつぶす等、判読できない措置を講じる。
- B. 本人確認機能にパスワードを使用する場合は、推測されやすいパスワー

ドを設定しない。推測されやすいパスワードとは次のものが考えられる。

- a. 桁数の短いもの
 - b. 単純な文字列や英字のみのものまたは数字のみのもの
 - c. よく使用される英単語
 - d. IDと同じもの
 - e. 氏名、生年月日、電話番号等の個人情報
- C. 本人確認機能にパスワードを使用する場合は、パスワード文字数の最低限度を設定する。
- D. 本人確認機能にパスワードを使用する場合は、同一または類似パスワードの再利用を制限する。

(3) 個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御

- ① センターの会員は、(1) ①B. の「個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針4-2）。
- A. 従業者の役割・責任に応じた管理区分およびアクセス権限の設定
 - B. 事業者内部における権限外者に対するアクセス制御
 - C. 外部からの不正アクセスの防止措置
- ② センターの会員は、①A. の「従業者の役割・責任に応じた管理区分およびアクセス権限の設定」として、アクセス権限所有者を特定し、漏えい等の発生に備えアクセスした者の範囲が把握できるような対応をとらなければならない。
- ③ センターの会員は、①C. の「外部からの不正アクセスの防止措置」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針4-2-1）。
- A. アクセス可能な通信経路の限定
 - B. 外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備
 - C. 不正アクセスの監視機能の整備
 - D. ネットワークによるアクセス制御機能の整備

- ④ センターの会員は、③B. の「外部ネットワークからの不正侵入防止機能の整備」の具体的な措置を講じるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. インターネットと接続する場合はファイアウォール等を設置し、外部からの個人信用データへの不正アクセスから保護する措置をとること。

(4) 個人信用データのアクセス権限の管理

- ① センターの会員は、(1) ①C. の「個人信用データへのアクセス権限の管理」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針4-3）。

- A. 従業者に対する個人信用データへのアクセス権限の適切な付与および見直し
- B. 個人信用データへのアクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定すること
- C. 従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること

- ② センターの会員は、①A. の「従業者に対する個人信用データへのアクセス権限の適切な付与および見直し」として、アクセス権限の付与方法を明確に定めなければならない。具体的な措置を講じるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. アクセス権限の承認者および設定作業者を明確にすること。
- B. アクセス権限の登録、変更、抹消の記録を管理簿等により管理すること。
- C. 担当者の役割に応じたアクセス権限が適切に付与されているか、定期的な見直しを行うこと。アクセス権限の見直しのタイミングとしては、次のものが考えられる。
 - a. 所属、職制、組織等の変更時
 - b. 長期出張、長期留学、休職、退職時
 - c. 新システム稼働時
 - d. 一定期間経過時

- ③ センターの会員は、①A. 「従業者に対する個人信用データへのアクセス権限の適切な付与および見直し」およびC. 「従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること」に当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

- A. 特権 I D（管理者 I D）を設定する場合は、管理者を限定し管理方法に特別の留意をする。

(5) 個人信用データの漏えい・き損防止策

- ① センターの会員は、(1) ①D. の「個人信用データの漏えい・き損等防止策」として、個人信用データの保護策を講じることとともに、障害発生時の技術的対応・復旧手続を整備しなければならない（金融庁指針 4-4）。
- ② センターの会員は、①の「個人信用データの保護策を講じること」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針 4-4-1）。
 - A. 蓄積データの漏えい防止策
 - B. 伝送データの漏えい防止策
 - C. コンピュータウイルス等不正プログラムへの防御対策
- ③ センターの会員は、②A. の「蓄積データの漏えい防止策」として、ファ

イルの不正コピーや盗難等による漏えいを防止するため、ファイルの不正コピーや盗難の際にも個人信用データの内容が分からないようにするための措置を講じなければならない。具体的には、次の事項に留意する。

例示項目

A. 保管・バックアップ時において不正コピー・盗難があった際の対策を講じること（例えば、記録媒体上の個人信用データが記録されたファイルへのパスワード設定や暗号化など）。

B. 移送時において不正コピー・盗難があった際の対策を講じること（例えば、記録媒体上の個人信用データが記録されたファイルへのパスワード設定や暗号化など）。

（注）センターの会員・センター間で授受する記録媒体は、センター所定の方法により暗号化すること。

- ④ センターの会員は、②B. の「伝送データの漏えい防止策」として、個人信用データの伝送時に盗聴等による漏えいを防止するため、データ伝送時に盗聴された場合にもデータの内容が分からないようにするための措置を講じなければならない。具体的には次の事項に留意する。

例示項目

A. 個人信用データを通信（例えば、本人および従業員による入力やアクセス、メールに添付してファイルを送信する等を含むデータの転送など）する場合には、個人信用データが記録されたファイルへのパスワードの設定または暗号化を実施すること。

（注）センターの会員・センター間の通信による個人信用データの授受は、センター所定の方法による。

- ⑤ センターの会員は、②C. の「コンピュータウイルス等不正プログラムへの防御対策」として、コンピュータウイルスの侵入や不正アクセスによるプログラムの改ざんがなされないための対策を講じなければならない。具体的には次の事項に留意する。

必須項目

A. 自社の取り決めに従ったウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

例示項目

A. オペレーションシステム（OS）、アプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア（いわゆる、セキュリティパッチ）を適用する。

B. 不正ソフトウェア対策の有効性・安定性を確認すること（例えば、パターンファイル、修正ソフトウェアの更新の確認等）。

C. 無認可のソフトウェアの使用を禁止すること。

- ⑥ センターの会員は、①の「障害発生時の技術的対応・復旧手続の整備」として、次の措置を講じなければならない（金融庁指針4-4-2）。
- A. 不正アクセスの発生に備えた対応・復旧手続の整備
 - B. コンピュータウイルス等不正プログラムによる被害時の対策
 - C. リカバリ機能の整備

(6) 個人信用データへのアクセスの記録および分析

- ① センターの会員は、(1) ①E. の「個人信用データへのアクセスの記録および分析」として、個人信用データへのアクセスを記録するとともに、当該記録の分析・保存を行わなければならない（金融庁指針4-5）。
- ② センターの会員は、①のアクセスの記録およびその分析・保存に当たっては、漏えい等（特に内部の悪意者による漏えい等）を防止する観点から必要な措置を講じなければならない。具体的には次の事項に留意する。

必須項目

- A. 個人信用データを取り扱うシステムにおいては、個人信用データへのアクセスおよび個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況について記録・分析すること（例えば、ログインとログオフの状況、不正なアクセス要求、システムによって失効とされたID等）。
- B. 個人信用データへのアクセスおよび個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録については、改ざん、漏えい等防止の観点から適切に安全管理措置を講じること。
- C. 個人信用データを取り扱うシステムにおいては、取得した記録を分析すること（特に、休日や深夜時間帯等、漏えいリスクの高い時間帯におけるアクセス頻度の高いケースを重点的に分析すること）。

(7) 個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

センターの会員は、(1) ①F. の「個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析」として、個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況を記録するとともに、当該記録の分析・保存を行わなければならない（金融庁指針4-6）。

(8) 個人信用データを取り扱う情報システムの監視および監査

センターの会員は、(1) ①G. の「個人信用データを取り扱う情報システムの監視および監査」として、個人信用データを取り扱う情報システムの利用状況および個人信用データへのアクセス状況を(6)「個人信用データへのアクセスの記録および分析」および(7)「個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析」により監視するとともに、監視状況についての点検および監査を行わなければならない（金融庁指針4-7）。

Ⅲ. センター保護指針第 18 条第 2 項に定める「従業者の監督」について

センターの会員は、センター保護指針第 18 条第 2 項にもとづき、「Ⅰ. 3. 実施体制の整備に関する人的安全管理措置」に規定する措置を講ずることにより、従業者に対し「必要かつ適切な監督」を行わなければならない（金融庁指針Ⅱ）。

Ⅳ. センター保護指針第 18 条第 3 項に定める「委託先の監督」について

センターの会員は、センター保護指針第 18 条第 3 項にもとづき、個人情報情報の取扱いを委託する場合は、個人情報情報を適正に取扱っていると認められる者を選定し、個人情報情報の取扱いを委託するとともに、委託先における当該個人情報に対する安全管理措置の実施を確保しなければならない（金融庁指針Ⅲ）。

（１）個人情報情報保護に関する委託先選定の基準

- ① センターの会員は、個人情報情報の取扱いを委託する場合には、次の事項を委託先選定の基準として定め、当該基準に従って委託先を選定するとともに、当該基準を定期的に見直さなければならない（金融庁指針 5-1）。
 - A. 委託先における個人情報情報の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備
 - B. 委託先における個人情報情報の安全管理に係る実施体制の整備
 - C. 実績等にもとづく委託先の個人情報情報安全管理上の信用度
 - D. 委託先の経営の健全性

- ② 委託先の選定基準においては、①A. の「委託先における個人情報情報の安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備」として、次の事項を定めなければならない（金融庁指針 5-1-1）。
 - A. 委託先における個人情報情報の安全管理に係る基本方針の整備
 - B. 委託先における個人情報情報の安全管理に係る取扱規程の整備
 - C. 委託先における個人情報情報の取扱状況の点検および監査に係る規程の整備
 - D. 委託先における外部委託に係る規程の整備

- ③ 委託先選定の基準においては、①B. の「委託先における個人情報情報の安全管理に係る実施体制の整備」として、Ⅱ. 2. の組織的安全管理措置、Ⅱ. 3. の人的安全管理措置およびⅡ. 4. の技術的安全管理措置に記載された事項を定めるとともに、委託先から再委託する場合の再委託先の個人情報情報の安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を定めなければならない（金融庁指針 5-1-2）。

- ④ ①Cの「実績等に基づく委託先の個人情報安全管理上の信用度」に関連して委託先を選定する基準として次の事項が考えられる。

例示項目

- A. 技術・運用等のレベル（業務内容の理解度、業界に関する知識、情報収集能力、管理能力等）
- B. 漏えい等の問題発生時の対応力
- C. 各種公的認証の取得状況

- ⑤ センターの会員は、(2)「委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容」の①にもとづき、委託契約後に委託先選定の基準に定める事項の委託先における遵守状況を定期的または随時に確認するとともに、委託先が当該基準を満たしていない場合には、委託先が当該基準を満たすよう監督しなければならない（金融庁指針5-2）。

(2) 委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容

- ① センターの会員は、委託契約において、次の安全管理に関する事項を盛り込まなければならない（金融庁指針5-3）。

- A. 委託者の監督・監査・報告徴収に関する権限
- B. 委託先における個人情報の漏えいの防止、盗用、改ざんおよび目的外利用の禁止
- C. 再委託における条件
- D. 漏えい事案等が発生した際の委託先の責任

- ② ①B.の「委託先における個人情報の漏えいの防止、盗用、改ざんおよび目的外利用の禁止」に関連して委託契約に盛り込む事項として次の事項が考えられる。

必須項目

- A. 委託業務に際して知り得た秘密に関する守秘義務（委託業務終了後においても同様とすること）。
- B. 委託先が漏えい等の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるべきこと。
- C. 委託先が個人情報の安全管理の徹底が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行うべきこと。

- ③ ①D.の「漏えい事案等が発生した際の委託先の責任」に関連して委託契約に盛り込む事項として次の事項が考えられる。

必須項目

- A. 契約違反、損害発生の場合における損害賠償および契約の解除等に関する事項

(3) 委託先における安全管理措置の遵守状況の確認、監督

① センターの会員は、(2)「委託契約において盛り込むべき安全管理に関する内容」の①にもとづき、定期的または随時に委託先における委託契約上の安全管理措置の遵守状況を確認するとともに、当該契約内容が遵守されていない場合には、委託先が当該契約内容を遵守するよう監督しなければならない。また、センターの会員は、定期的に委託契約に盛り込む安全管理措置を見直さなければならない（金融庁指針5-4）。

② センターの会員は、①の確認、監督に当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

A. 委託先の従業者が、委託業務を行う場合には、委託先においてセキュリティポリシーをはじめとした従業者が遵守すべきルールが明確にされ遵守されていることを確認すること。

B. 委託契約期間中においても、次の事項に留意して継続的に委託先を評価すること。委託先の評価に当たっては、例えば次の項目が考えられる。

a. 委託業務に関する管理者を明確にする。

b. 委託業務の処理状況、機密管理状況等について定期的に報告を受ける。

c. 委託業務の処理体制、処理方法等に関する重要な変更がある場合には速やかに報告を受ける体制を整備する。

d. 委託業務の内容に応じ、定期的または必要に応じて委託先に対する監査を行う。

C. 委託先において個人情報情報の漏えい等が発生した場合または発生の可能性が高いと判断された場合に、速やかに委託元であるセンターの会員に報告され、適切に対応できるよう、予め委託先との間で連絡体制等を整備すること。

③ 再委託先に対する直接の監督は委託先が行うこととなるが、委託元であるセンターの会員においても、例えば、再委託の実態や委託先による再委託先に対する監督の方法等を委託先から報告させ、委託先に対して必要に応じて指導等を行わなければならない。

V. 各管理段階における安全管理に係る取扱規程について

センターの会員は、II. 1. (2)「個人信用情報の安全管理に係る取扱規程の整備」にもとづき、各管理段階ごとの安全管理に係る取扱規程において、次の事項を定めなければならない（金融庁指針別添1）。

(1) 利用・加工段階における取扱規程

- ① センターの会員は、利用・加工段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない（金融庁6-2）。
- ② 利用・加工段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-2-1）。
 - A. 利用・加工に関する取扱者の役割・責任
 - B. 利用・加工に関する取扱者の限定
 - C. 利用・加工の対象となる個人信用情報の限定
 - D. 利用・加工時の照合および確認手続き
 - E. 利用・加工の規程外作業に関する申請および承認手続き
 - F. 機器・記録媒体等の管理手続き
 - G. 個人信用データへのアクセス制御
 - H. 個人信用データの管理区域外への持ち出しに関する上乗せ措置
 - I. 利用・加工状況の記録および分析
- ③ センターの会員は、②C. の「利用・加工の対象となる個人信用情報の限定」を定めるに当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

- A. システムの開発、変更等に伴う動作確認時のテストデータとして、個人信用データを使用する場合は、使用前に個人が特定できないようにすること。なお、テスト終了後は、テストデータの廃棄を確認すること。

- ④ センターの会員は、②F. の「機器・記録媒体等の管理手続き」を定めるに当たっては、漏えい等のリスクを洗い出し、その防止のために必要かつ適切な措置を盛り込まなければならない。特に、自社における事例だけでなく、他社で発生した漏えい事案等も参考に必要な内容を盛り込まなければならない。具体的には次の事項に留意する。

必須項目

- A. 個人信用データを取り扱う機器類（社内LAN管理に係る通信機器等を含む。）に関する管理責任者を明確にすること。
- B. 機器類等の盗難防止策（たとえば、離席時の個人信用情報を記載した紙媒体や個人信用データを保存した携帯可能なコンピュータ等の机上等へ

の放置の禁止、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー等の起動、個人信用情報を記録した記録媒体等の施錠保管、個人信用データを取り扱う情報システムの操作マニュアルの机上等への放置の禁止等)を策定すること。

- C. 個人信用データを保存した持ち出しが容易な機器類（ノート型コンピュータ等）は、個人信用データのセキュリティが危険にさらされないような防御を確実にするために、特別な注意を払い、個別の盗難防止策等を採用すること。持ち出しが容易な機器類の盗難防止策としては次のような例がある。
 - a. ワイヤー等による設置機器類の固定
 - b. 鍵付ラックへの収納
- D. 紙媒体の業務中離席時の机上への放置を禁止すること（施錠箇所への保管）。

例示項目

- A. 個人信用データを取り扱う機器類を適切に管理するため、台帳等を作成する。

なお、営業店・本部取扱部署等に設置されている機器類を主管部署が一括管理する場合には、主管部署で作成した台帳を配付し、当該部署店においても識別管理できるようにしておく。

また、主管部署においては、システム構成図等を整備し、システム構成変更などに的確に対応できるようにしておく。
 - B. 許可されていない機器類の異動が行われていないか、現場検査を定期的実施し、その現場検査があることを従業者に認識させる。
 - C. 記録媒体等は、利用目的に照らして必要な範囲内において作成（複写を含む。）するとともに、必要性がなくなった場合には確実に消去・廃棄することにより、可能な限りその量を減らす。
 - D. 紙媒体の出力、端末画面への表示については次の事項に留意して不正防止および機密保護対策を講じる。
 - a. プリンタは印刷後速やかに印刷した紙媒体を取り出せる位置に設置する。
 - b. 端末画面への長時間の継続表示は行わない。
 - c. 権限のない者による印刷、画面の覗き込み、コピー取得を禁止する。
 - d. 印刷を行う作業者を限定する。
 - e. 紙媒体のコピー取得はその利用目的に照らして必要な範囲内に限定するとともに、コピーを取得した場合は記録を残す。
 - E. 記録媒体のバックアップまたはコピーを作成する場合は、依頼・承認、授受、廃棄等の手続とその管理方法を明確にしておく。
- ⑤ センターの会員は、②G. の「個人信用データへのアクセス制御」を定めるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. 機器類の設置場所および管理に当たっては、従業者における不正使用の抑制とアクセスを許可されていない者からのアクセス防止を勧告すること。
 - B. 重要な機器類は、入退館（室）の許可を与えられた者以外立ち入れない場所に設置し、厳重に管理すること。接近防止策としては次のような例がある。
 - a. 入室資格付与
 - b. 施錠による管理
- ⑥ ②H. の「個人信用データの管理区域外への持ち出しに関する上乘せ措置」は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-2-1-1）。
- A. 個人信用情報の管理区域外への持ち出しに関する取扱者の役割・責任
 - B. 個人信用情報の管理区域外への持ち出しに関する取扱者の必要最小限の限定
 - C. 個人信用情報の管理区域外への持ち出しの対象となる個人信用情報の必要最小限の限定
 - D. 個人信用情報の管理区域外への持ち出し時の照会および確認手続き
 - E. 個人信用情報の管理区域外への持ち出しに関する申請および承認手続き
 - F. 機器・記録媒体等の管理手続き
 - G. 個人信用情報の管理区域外への持ち出し状況の記録および分析
- ⑦ 利用・加工段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-2-2）。
- A. 個人信用データの利用者の識別および認証
 - B. 個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御
 - C. 個人信用データへのアクセス権限の管理
 - D. 個人信用データの漏えい・き損等防止策
 - E. 個人信用データへのアクセス記録および分析
 - F. 個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

（2）保管・保存段階における取扱規程

- ① センターの会員は、保管・保存段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない（金融庁指針6-3）。
- ② 保管・保存段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-3-1）。
 - A. 保管・保存に関する取扱者の役割・責任
 - B. 保管・保存に関する取扱者の限定

- C. 保管・保存の対象となる個人信用情報の限定
- D. 保管・保存の規格外作業に関する申請および承認の手続き
- E. 機器・記録媒体等の管理手続き
- F. 個人信用データへのアクセス制御
- G. 保管・保存状況の記録および分析
- H. 保管・保存に関する障害発生時の対応・復旧手続き

③ センターの会員は、②E. の「機器・記録媒体等の管理手続き」を定めるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. 紙媒体は業務終了後、施錠可能な場所へ保管すること。
- B. フロッピーディスク等の記録媒体の管理簿等により、定期的または随時に在庫管理を行い、保管・保存状況の点検を行うこと。

例示項目

- A. 記録媒体の不正使用を防止するため、ラベルへの内容表記は記号等により最小限の項目にとどめる。

④ センターの会員は、②F. 「個人信用データへのアクセス制御」を講じるに当たっては、次の事項に留意のうえ、個人信用データを取り扱う建物または室への入館（室）者を特定するため、重要度や建物の構造等に応じ、資格付与と鍵の管理を行わなければならない。

必須項目

- A. 建物または室の入退者に対する資格審査のうえ、資格識別証等を発行し（例えば、写真入り入館許可証の発行、所属、立入場所等を判別できる識別章の発行、予め設定された入退資格を識別し、扉の開閉（施錠、解錠）を行う出入管理設備と資格の登録された磁気カード（ICカード等を含む。以下同じ。）の発行および識別コードの付与など）、目に見える場所に入館許可証等の着用を義務付けるなど、入退館（室）を管理すること。また、資格喪失時には、資格識別証等を回収すること。
- B. 鍵管理に関する管理責任者を明確にすること。
- C. 建物（室）の施錠・解錠、鍵の保管および受渡し等の記録をとること。

⑤ センターの会員は、②F. 「個人信用データへのアクセス制御」を講じるに当たっては、次の事項に留意のうえ、不法侵入、危険物持込み、不法持出し等を防止するため、重要度や建物の構造等に応じ、厳格な入退館（室）管理を実施しなければならない。

なお、共同ビルを利用していることにより、入退館管理を行うことができない場合は、入退室において、入退館管理と同等の管理をしなければならない。

必須項目

- A. 建物または室の入退館（室）に関する管理責任者を明確にすること。
- B. 不法侵入を防止するため、個人信用データを取り扱う機器類を設置した建物または室の出入口には警備員の配置や有人の受付その他の出入管理設備、防犯設備を設置すること。
- C. 営業時間外に利用する通用口にはインターホン、防犯ビデオ等の入館（室）者の識別設備を設置すること。
- D. 入退資格が付与されている者であっても、夜間、休日の入退館については、入退館者名を入館受付に事前通知する等、手続きを明確にしておくこと。
- E. 訪問者に対しては、身元および用件を確認のうえ、入退館を許可すること。

⑥ センターの会員は、②F.「個人信用データへのアクセス制御」を講じるに当たっては、重要な機器類の設置場所について、特に厳格な入退室管理を実施しなければならない。

⑦ 保管・保存段階における取扱規程に関する技術的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-3-2）。

- A. 個人信用データの利用者の識別および認証
- B. 個人信用データの管理区分の設定およびアクセス制御
- C. 個人信用データへのアクセス権限の管理
- D. 個人信用データの漏えい・き損等防止策
- E. 個人信用データへのアクセス記録および分析
- F. 個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析

(3) 移送・送信段階における取扱規程

① センターの会員は、移送・送信段階における取扱規程において、組織的安全管理措置および技術的安全管理措置を定めなければならない（金融庁指針6-4）。

② 移送・送信段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-4-1）。

- A. 移送・送信に関する取扱者の役割・責任
- B. 移送・送信に関する取扱者の限定
- C. 移送・送信の対象となる個人信用情報の限定
- D. 移送・送信時の照合および確認手続き
- E. 移送・送信の規格外作業に関する申請および承認手続き
- F. 個人信用データへのアクセス制御
- G. 移送・送信状況の記録および分析
- H. 移送・送信に関する障害発生時の対応・復旧手続き

- ③ センターの会員は、②D.「移送・送信時の照合および確認手続き」を定めるに当たっては、次の事項に留意する。

必須項目

- A. 個人情報情報をFAX送信することは原則として回避すること。
やむを得ず個人情報情報をFAX等で送信する場合は、誤送信の防止および個人情報情報の紛失等防止のための対策（例：宛先番号確認、受領確認等）をとること。

例示項目

- A. 記録媒体等の授受は、送付状、授受伝票、授受管理簿、発送管理表、媒体数・印刷枚数一覧表等により確認する。
B. 記録媒体の授受においては、不正使用、改ざん、紛失等を防止するため、次のような項目を明確にして行う。
a. 使用目的
b. 使用日時
c. 使用者名
d. 責任者の承認
e. 入出庫日時
f. 入出庫担当者名

- ④ 移送・送信段階における取扱規程に関する技術的的安全管理措置は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-4-2）。

- A. 個人情報データの利用者の識別および認証
B. 個人情報データの管理区分の設定およびアクセス制御
C. 個人情報データへのアクセス権限の管理
D. 個人情報データの漏えい・き損等防止策
E. 個人情報データへのアクセス記録および分析

(4) 消去・廃棄段階における取扱規程

- ① センターの会員は、消去・廃棄段階における取扱規程において、次の事項を定めなければならない（金融庁指針6-5）。

- A. 消去・廃棄に関する取扱者の役割・責任
B. 消去・廃棄に関する取扱者の限定
C. 消去・廃棄時の照合および確認手続き
D. 消去・廃棄の規格外作業に関する申請および承認手続き
E. 機器・記録媒体等の管理手続き
F. 個人情報データへのアクセス制御
G. 消去・廃棄状況の記録および分析

- ② センターの会員は、①C.の「消去・廃棄時の照合および確認手続き」を定めるに当たっては、次の事項に留意する。

例示項目

A. システムの開発、変更等に伴う動作確認時のテストデータは、個人が特定できないようにしてあっても、テスト終了後はその廃棄を確認すること。

- ③ センターの会員は、①E.「機器・記録媒体等の管理手続き」を定めるに当たっては、次の事項に留意のうえ、誤消去、漏えい等の適切な防止策を講じなければならない。

例示項目

A. 機器類を廃棄する場合およびリース契約期限切れに伴うリース会社へ機器類を返却する場合等の対策として、機器内記録媒体上の個人情報データの消去処理を適切な方法で行う。

B. 紙媒体の廃棄方法としては、次のような例がある。

- a. シュレッダー等による、記載内容が識別不能までの裁断
- b. 自社または外部の焼却場での焼却または溶解

C. 記録媒体の消去・廃棄方法としては、次のような例がある。

- a. 適切なデータ消去ツールを使用したデータの完全消去
- b. 消磁気または裁断等による消去・破壊

D. 外部委託して廃棄する場合には、守秘義務を含む委託契約を締結したうえで、廃棄帳票等の授受帳簿を作成し、廃棄終了後は遅滞なく報告を受け、廃棄の事実を確認できる文書（焼却・溶解場の廃棄証明）等を受領する。また、廃棄時には自社の従業員が立ち会う。

(5) 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

- ① センターの会員は、漏えい事案等への対応の段階における取扱規程において、次の事項を定めなければならない（金融庁指針6-6）。

- A. 対応部署の役割・責任
- B. 漏えい事案等への対応に関する取扱者の限定
- C. 漏えい事案等への対応の規格外作業に関する申請および承認手続き
- D. 漏えい事案等の影響・原因に関する調査手続き
- E. 再発防止策・事後対応の検討に関する手続き
- F. 自社内外への報告に関する手続き
- G. 漏えい事案等への対応状況の記録および分析

- ② ①Fの「自社内外への報告に関する手続き」は、次の事項を含まなければならない（金融庁指針6-6-1）。

- A. 監督当局等への報告
- B. 本人への通知等
- C. 二次被害の防止・類似案件の発生回避等の観点からの漏えい事案等の事実関係および再発防止策等の早急な公表

VI. 目的外利用防止措置

センターの会員は、個人信用情報の目的外利用を防止するためのチェック体制を整備しなければならない。

このチェック体制は、①照会の前提となる同意取得等の確認、および②照会作業者と確認者の分離を基本とすること。

(1) オンラインリアルタイム照会におけるチェック体制

① 営業店において照会を行う場合

センターの会員は、営業店において照会を行う場合のチェック体制として、次のいずれかによるチェック体制（適当な場合はこれに準ずる方法）を講じなければならない（注1）。

チェック時点	チェック方法
照会前	<p>照会作業者（端末操作者）とは別の者（確認者）が同意取得等を確認する書類（注2）を確認したうえでなければ照会できない仕組みとする。</p> <p>*当該仕組みの例としては、照会作業者の入力するID・パスワードとは別の者（確認者）のID・パスワードが入力されなければ照会できないようにする方法、照会作業者とは別の者（確認者）が発行する承認番号等を入力しなければ照会できないようにする方法等が考えられる（注3）。</p>
回答情報受領時	<p>照会作業者とは別の者（確認者）でなければ回答情報を取得できない仕組みとし、確認者が回答情報と同意取得等を確認する書類（注2）を突合する。</p> <p>*当該仕組みの例としては、照会作業者の入力したID・パスワードとは別の者（確認者）のID・パスワードを入力しないと回答情報を受信できないようにする方法、回答情報を社内便等で送付する場合において送付先を照会作業者とは別の者（確認者）とする方法等が考えられる（注3）。</p>
照会日以降	<p>照会後に日々の被照会者リストを出力し、照会作業者とは別の者（確認者）が同リストと同意取得等を確認する書類（注2）を突合する。</p> <p>この方法による場合は、同リストは照会案件がない日についてもその旨を表示して出力し、照会がなかったことの確認を行うこと（注4）。</p> <p>また、確認者による確認は、原則として照会日の翌営業日までに完了すること。</p>

チェック時点	チェック方法
	<p>照会後に日々の照会件数リストを出力し、照会作業者とは別の者（確認者）が照会件数と回答情報の件数の一致を確認したうえで、回答情報と同意取得等を確認する書類を突合する。</p> <p>この方法による場合は、同リストは照会案件がない日についてもその旨を表示して出力し、照会がなかったことの確認を行うこと（注4）。</p> <p>また、確認者による確認は、原則として照会日の翌営業日までに完了すること。</p>

（注1）上記のチェックのほか、「Ⅱ. 4.（6）個人信用データへのアクセスの記録および分析、（7）個人信用データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析」により、目的外利用防止措置を講じる必要があることに留意する。たとえば、センターへの個人信用情報の照会および照会記録情報の取消・訂正等の処理の実績（照会依頼実績）をセンターに確認することができるので、照会依頼実績を確認することにより、照会端末の利用状況を定期的に監査するとともに、必要に応じて随時監査すること。

（注2）上記における同意取得等を確認する書類は次のとおり。

区分	同意取得等を確認する書類
新規と信判断を目的とする照会の場合	借入申込書等 *信用状況再調査または転居先調査を目的とする照会の場合は、センターに被照会者の取引情報が登録されていないとエラーにする仕組みをセンターにおいて講じている。
連帯保証人の場合	連帯保証人であることが確認できる書類（当該債務の主たる債務者に係る借入申込書、元帳等）
取引停止処分照会の場合	新規先：当座預金開設申込書 既存先：既存先であることを確認できる資料（元帳等）
官報情報照会の場合	新規先：借入申込書、当座預金開設申込書等 既存先：既存先であることを確認できる資料（元帳等）

（注3）照会作業者とは別のもの（確認者）のID・パスワードの管理は、前記「Ⅱ. 4（2）個人信用データの利用者の識別および認証」に規定する措置を講じること。特に、確認者のID・パスワードの他人への貸与を禁止する等の「本人確認に関する情報が他人に知られないための対策」を講じるとともに、確認者のID・パス

ワードの利用状況を確認する等の「本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備」を行わなければならないことに留意すること。

(注4) 照会案件がある日のみ出力することとすると、リストの出力を失念した場合やリストの破棄等があった場合に必要な確認ができないことに留意する。

② 営業店からの依頼を受けて本部が照会を行う場合

センターの会員は、営業店からの依頼を受けて本部が照会を行う場合のチェック体制として、次のいずれかによるチェック体制（適当な場合はこれに準ずる方法）を講じなければならない（注1）。

照会を行う本部の対応	照会依頼を行う営業店におけるチェック方法
照会依頼を行った営業店に被照会者リストを還元する場合（注2）	<p>照会作業者とは別の者（確認者）が同リストと同意取得等を確認する書類を突合する。</p> <p>この方法による場合は、同リストは照会案件がない日についてもその旨を表示して出力し、照会がなかったことの確認を行うこと（注3）。</p> <p>また、確認者による確認は、原則として照会日の翌営業日までに完了すること。</p>
照会依頼を行った営業店に照会件数リストを還元する場合（注2）	<p>照会作業者とは別の者（確認者）が同リストの照会件数と回答情報の件数の一致を確認したうえで、回答情報と同意取得等を確認する書類を突合する。</p> <p>この方法による場合は、同リストは照会案件がない日についてもその旨を表示して出力し、照会がなかったことの確認を行うこと（注3）。</p> <p>また、確認者による確認は、原則として照会日の翌営業日までに完了すること。</p>
照会依頼を行った営業店に特に還元を行わない	<p>営業店において照会日以降にチェックすることができないため、前記①の照会前または回答情報受領時の方法に準じて本部への照会依頼前または回答情報受領時にチェックを行う。</p> <p>*照会依頼前のチェックの仕組みの例としては、照会作業者の入力するID・パスワードとは別の者（確認者）のID・パスワードが入力されなければ本部へ照会依頼できないようにする方法、照会作業者とは別の者（確認者）が発行する承認番号等を入力し</p>

照会を行う本部の対応	照会依頼を行う営業店におけるチェック方法
	<p>なければ本部へ照会依頼できないようにする方法等が考えられる（注4）。</p> <p>*回答受領時のチェックの仕組みの例としては、照会作業者の入力したID・パスワードとは別の者（確認者）のID・パスワードを入力しないと本部から回答情報を受信できないようにする方法、本部からの回答情報を社内便等で送付する場合において送付先を照会作業者とは別の者（確認者）とする方法等が考えられる（注4）。</p>

- (注1) 上記のチェックのほか、「Ⅱ. 4. (6) 個人信用データへのアクセスの記録および分析、(7) 個人信用データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録および分析」により、目的外利用防止措置を講じる必要があることに留意する。例えば、センターへの個人信用情報の照会および照会記録情報の取消・訂正等の処理の実績（照会依頼実績）をセンターに確認することができるので、照会依頼実績を確認することにより、照会端末の利用状況を定期的に監査するとともに、必要に応じて随時監査すること。
- (注2) 上記のほか、照会を行う本部における不正を防止するために、本部において照会した合計件数と営業店からの照会依頼件数の合計とが一致していることを確認すること。
- また、本部において、営業店からの照会依頼にもとづかない照会を行う場合には、前記①に準じてチェックを行うこと。
- (注3) 照会案件がある日のみ出力することとすると、リストの出力を失念した場合やリストの破棄等があった場合に必要な確認ができないことに留意する。
- (注4) 照会作業者とは別のもの（確認者）のID・パスワードの管理は、前記「Ⅱ. 4 (2) 個人信用データの利用者の識別および認証」に規定する措置を講じること。特に、確認者のID・パスワードの他人への貸与を禁止する等の「本人確認に関する情報が他人に知られないための対策」を講じるとともに、確認者のID・パスワードの利用状況を確認する等の「本人確認に関する情報の不正使用防止機能の整備」を行わなければならないことに留意すること。

(2) バッチ照会におけるチェック体制

センターの会員は、ファイル転送によるバッチ照会を行う場合のチェック体制として、次のチェック体制（適当な場合はこれに準ずる方法）を講じなければならない。

- ① 業務担当部署における取扱い
 - A. 業務担当部署の依頼によりバッチ照会を行う場合は、予めファイル転送の要件定義書を作成し、業務担当部署内において複数名による精査を行う。
 - B. 要件定義書作成に当たっては、システム開発部署と当該作成に係る調整を十分に行う。
 - C. 業務担当部署が作成した要件定義書は、予め定めた十分な期間保存する。

- ② システム開発部署における取扱い
 - A. システム開発部署は、要件定義書にもとづきシステム設計書を作成し、同部署内で複数名による精査を行う。
 - B. システム開発部署は、作成したシステム設計書またはテストデータを業務担当部署に回付し、業務担当部署内においても複数名により精査を行う。
 - C. システム開発部署は、テストを終了したプログラムの運用をシステム運用部署に依頼する。

- ③ システム運用部署における取扱い
 - A. システム運用部署は、システム開発部署から依頼を受けたプログラムの運用を業務処理手順書にもとづいて行う。
なお、システム運用部署にはプログラム作成・変更等の権限を付与しない。
 - B. システム運用部署は、プログラムを予め定めた十分な期間保存する。

- ④ 同意取得等を確認する書類の確認

バッチ照会の場合も、オンラインリアルタイム照会の場合と同様に、同意取得等を確認する書類の確認が必要であるが、元帳等の既存顧客リストにもとづかなければ作成できない仕組みになっている等、システムのチェックが可能な場合には、既存顧客の信用状況再調査を目的とした照会については系統的に既存顧客であることをチェックする方法によっても差し支えない。

以 上